

第 7 期 三原村障害福祉計画
第 3 期 三原村障害児福祉計画

(素案)

令和 6 年度～令和 8 年度



三原村

< 目次 >

第1章 計画策定にあたって

1 計画策定の趣旨	1
2 計画の位置づけ.....	1
3 計画の期間及び見直しの時期.....	2
4 計画の策定体制及び達成状況の評価等	3

第2章 計画の基本方針

1 基本理念	4
2 基本的な考え方.....	4
3 障害福祉サービスの体系	5
4 障害福祉サービスの説明	6

第3章 障害のある人の動向

1 障害のある人の状況	8
2 特別支援学校在籍生徒数.....	12
3 三原村立小中学校の特別支援学級入級者数及び保育所に在籍する障害児.....	12

第4章 計画の目標設定

1 サービス提供についての目標値	13
------------------------	----

第5章 障害福祉サービスの現状と確保の方策

1 訪問系サービス	19
2 日中活動系サービス	19
3 居住系サービス	23
4 指定相談支援	24
5 自立支援医療	26
6 補装具の支給	26
7 地域生活支援事業.....	28

第6章 障害児支援について

1 障害児支援の基本的な考え方.....	34
----------------------	----

第7章 計画の推進体制について

1 計画の進行管理の基本的な考え方.....	38
2 国・県への要望.....	39
3 幡多西部地域自立支援協議会との連携.....	39

資料編

1 アンケート調査結果の概要	40
2 三原村福祉避難所一覧.....	43
3 幡多圏域のサービス基盤整備計画.....	44



第1章 計画策定にあたって

1 計画策定の趣旨

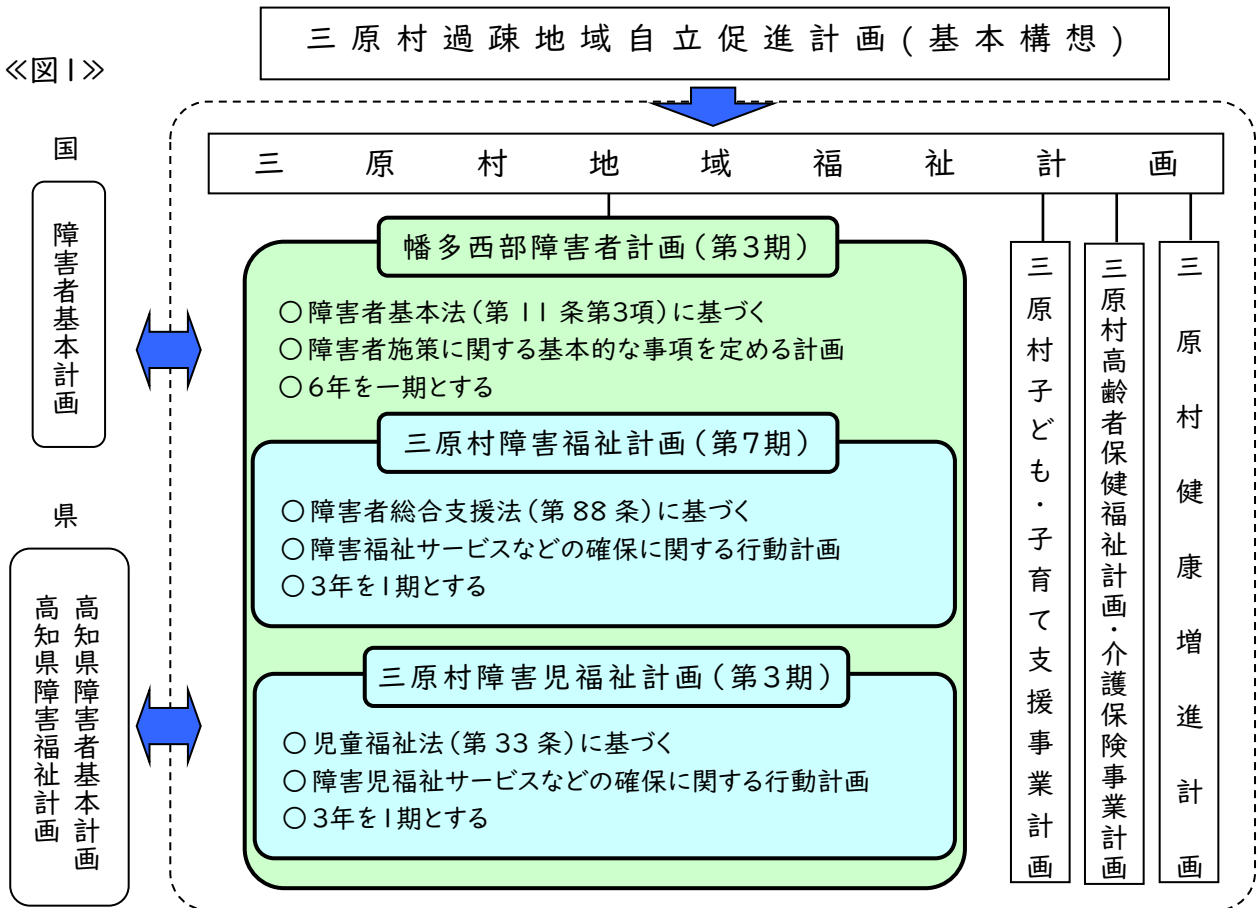
障害のある人がその有する能力及び適性に応じ、自立した日常生活や社会生活を営むことができるように、必要な障害福祉サービス等の生活基盤を整備することが必要となっています。

このため、平成25年4月に施行された障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下「障害者総合支援法」という。）に基づき、障害の有無にかかわらず国民が相互に人格と個性を尊重し安心して暮らすことができる地域社会の実現に寄与することを目指し、また、平成30年度から施行される改正障害者総合支援法及び改正児童福祉法において障害児福祉計画の策定が義務付けられたことをふまえ、必要な障害福祉サービスや相談支援等の提供体制が計画的に整備されることを目的として策定するもので、第6期障害福祉計画の進捗状況等の分析や評価を行い、課題等を整理したうえで、令和6年度から令和8年度までの第7期障害福祉計画及び第3期障害児福祉計画を策定します。

2 計画の位置づけ

本計画は、障害者総合支援法第88条に基づく「障害福祉計画」と児童福祉法第33条の20に基づく「障害児福祉計画」を一体的に策定するものです。

また、村政運営の基本指針である「三原村基本構想」、障害者基本法第11条第3項に基づく「幡多西部障害者計画」や、社会福祉法に定める「地域福祉計画」、その他の福祉関連計画との整合性を保つ計画とします。（図1参照）

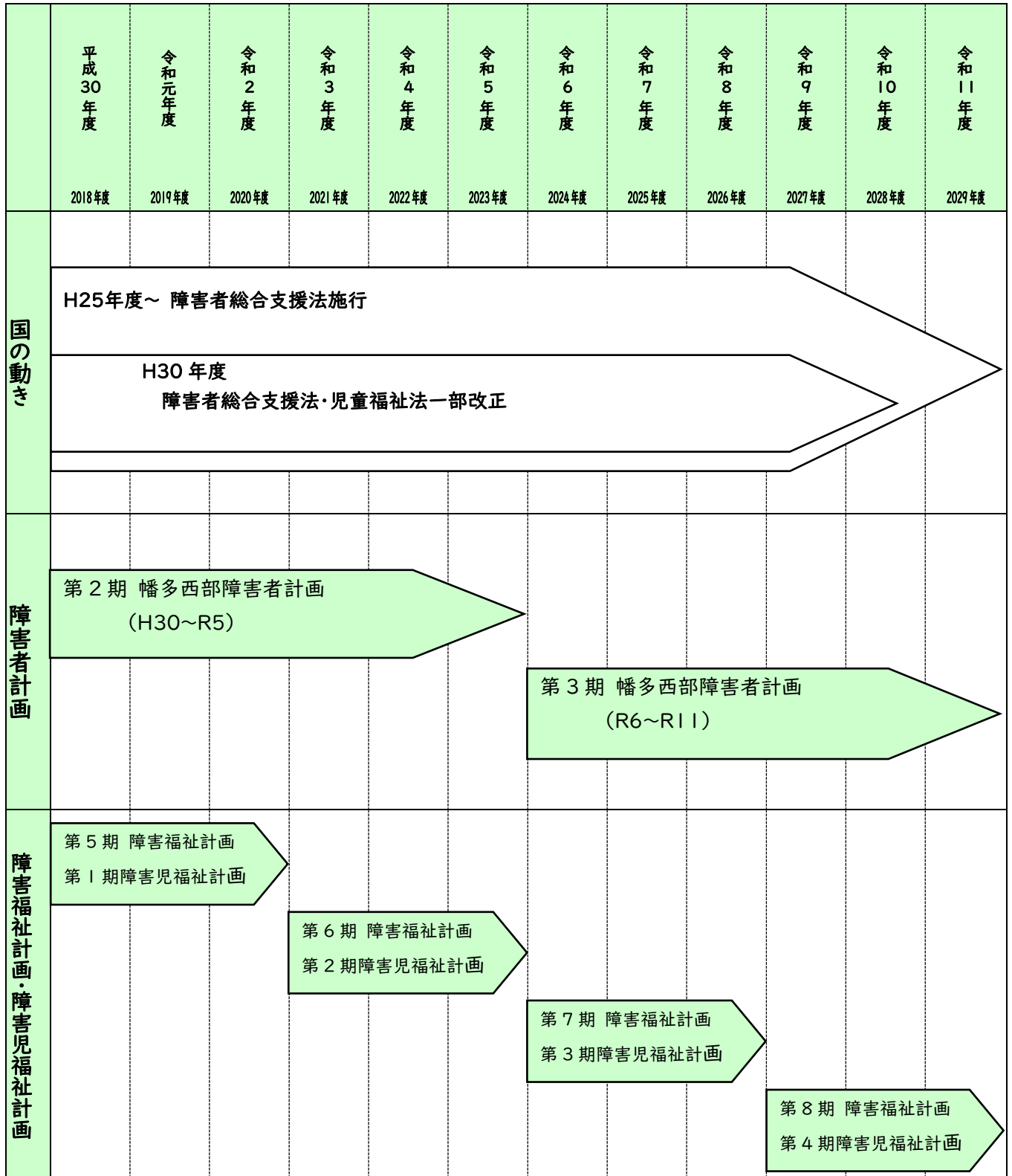


3 計画の期間及び見直し時期

本計画は、令和 6 年度から令和 8 年度までの3ヶ年を計画期間とし、計画の進捗状況を踏まえ、令和 8 年度中に見直しを行い、次期計画を策定します。

なお、計画期間中であっても、障害者総合支援法第88条の2に基づき、定期的に調査、分析及び評価を行い、必要に応じ計画の変更等必要な措置を講じていきます。(図2参照)

《図2》



4 計画の策定体制及び達成状況の評価等

本計画は、これまでの障害福祉サービスの利用状況等を踏まえ、幡多西部地域自立支援協議会で保健・医療・福祉関係者等の意見を参考に策定しました。

今後は、本計画に対する達成状況の点検及び評価を行うため、継続的に幡多西部地域自立支援協議会を開催し、計画の進捗状況等の検証を行うほか、ホームページ等を通じて住民に公表していくこととします。

障害福祉計画(障害者総合支援法第88条)

市町村は、基本指針に即して、障害福祉サービスの提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画(以下「市町村障害福祉計画」という。)を定めるものとする。

障害児福祉計画(児童福祉法第33条の20)

市町村は、基本指針に即して、障害児通所支援及び障害児相談支援の提供体制の確保その他障害児通所支援及び障害児相談支援の円滑な実施に関する計画(以下「市町村障害児福祉計画」という。)を定めるものとする。

国の基本指針(平成18年6月26日 厚生労働省告示第395号)

「障害福祉サービス及び相談支援並びに市町村及び都道府県の地域生活支援事業の提供体制の整備並びに自立支援給付及び地域生活支援事業の円滑な実施を確保するための基本的な指針」



第2章 計画の基本方針

1 基本理念

障害のある人の自立と社会参加を基本とする障害者基本法の理念に基づき、以下を三原村障害福祉計画・障害児福祉計画の基本理念として定める。

安心して地域で自立した生活を継続できる社会の実現

2 基本的な考え方

基本理念を実効あるものとするため、次の事項を基本に障害福祉サービス等の充実を図ります。

(1) 障害のある人の自己決定の尊重と意思決定の支援

障害のある人が自らその居住する場所を選択し、必要とする障害福祉サービス等を受けつつ、自立と社会参加の実現を図ります。

(2) 安心して暮らすことのできるサービスや支援の充実

障害種別ごとに分かれていた障害福祉サービスの一元化を一層推進し、身体障害、知的障害、精神障害に、難病等を加えて、制度の谷間をなくし、サービスの充実や利用の促進を図ります。

(3) 地域生活移行や就労支援等の課題に対応したサービス提供体制の整備

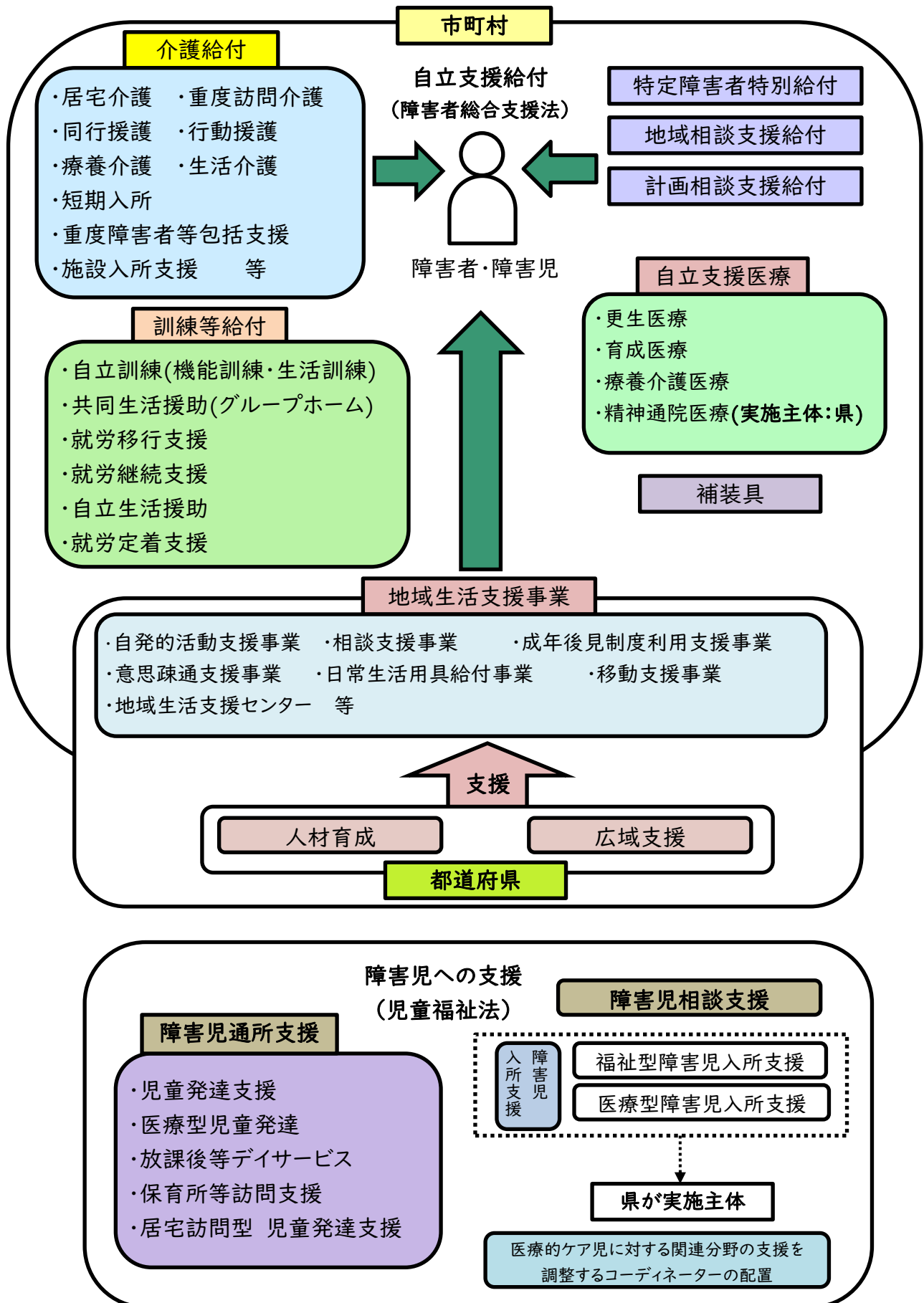
障害のある人の自立支援の観点から、地域生活への移行や就労支援といった新たな課題に対応したサービス提供体制を整えるとともに、地域の社会資源を最大限に活用したサービス体制の整備を進めます。

(4) 障害児支援の充実

障害のある子どもの健やかな育成を支援することが必要であり、本人及びその家族に対し、障害の疑いの段階から身近な地域で支援できるように必要なサービスの確保に努めていきます。

また、子どもの成長に伴い、入学や進学、卒業などによって支援が途切れないようにライフステージに沿った支援が行われるよう各関係機関との連携を図ります。

3 障害福祉サービスの体系



4 障害福祉サービス等の説明

訪問系	居宅介護 (ホームヘルプ)※	自宅で、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。
	重度訪問介護※	重度の肢体不自由者又は知的障害若しくは精神障害により行動上著しい困難を有する人であって、常に介護を必要とする人に、自宅で、入浴、排せつ、食事の介護、外出時における移動支援などを総合的に行います。
	同行援護※	視覚障害により、移動に著しい困難を有する人が外出する時、必要な情報提供や介護を行います。
	行動援護※	自己判断能力が制限されている人が行動する時に、危険を回避するために必要な支援、外出支援を行います。
	重度障害者等包括支援※	介護の必要性がとても高い人に、居宅介護等複数のサービスを包括的に行います。
日中活動系	生活介護※	常に介護を必要とする人に、昼間、入浴、排せつ、食事の介護等を行うとともに、創作的活動又は生産活動の機会を提供します。
	自立訓練 (機能訓練・生活訓練)	自立した日常生活又は社会生活ができるよう、一定期間、身体機能又は生活能力の向上のために必要な訓練を行います。
	就労移行支援	一般企業等への就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。
	就労継続支援 (A・B型)	一般企業等での就労が困難な人に、働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。
	療養介護※	医療と常時介護を必要とする人に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活の世話をを行います。
	短期入所 (ショートステイ)※	自宅で介護する人が病気の場合などに、短期間、夜間も含め施設等で、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。
	就労定着支援	一般就労に移行した人に、就労に伴う生活面の課題に対応するための支援を行います。
施設・居住系	共同生活援助 (グループホーム)	夜間や休日、共同生活を行う住居で、相談、入浴、排せつ、食事の介護、日常生活上の援助を行います。
	施設入所支援※	施設に入所する人に、夜間や休日、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。
	自立生活援助	一人暮らしに必要な理解力、生活力等を補うため、定期的な居宅訪問や随時の対応により日常生活における課題を把握し、必要な支援を行います。

相談支援	計画相談支援 (サービス利用支援)	適切な保健、医療、福祉、就労支援、教育等のサービスが総合的かつ効率的に提供されるよう配慮したサービス等利用計画の作成等を行います。
	地域相談支援 (地域移行支援・地域定着支援)	施設や精神科病院等からの退所・退院を希望する人が地域の生活に移行するための支援を行います。また地域移行された人に緊急の事態が生じた場合に、訪問等により支援を行います。
地域生活支援	障害者相談支援	村または指定相談支援事業所等で相談に応じ、情報の提供や助言等の必要な支援を行います。
	意思疎通支援	聴覚に障害がある方に、手話通訳者や要約筆記者を派遣します。
	日常生活用具給付	障害のある方の日常生活を便利にし、介護者の負担軽減を図る様々な用具を給付します。
	移動支援	屋外での移動が困難な障害者等について、社会生活上必要不可欠な外出及び余暇活動等社会参加のための外出の際の移動を支援します。
	地域活動支援センター	障害のある方が集まり創作活動やスポーツなどの余暇活動を行い交流のための支援をしています。
	訪問入浴サービス	身体障害及び難病患者等であって、居宅での入浴が困難で、介護保険法の訪問入浴介護の対象とならない人の入浴を支援します。
	日中一時支援	障害者等の日中における活動の場を確保し、施設等で入浴、排せつ、食事の介護等を行います。
障害児への支援	児童発達支援	未就学児を対象に、日常生活における基本的な動作の指導、知識・技能の付与、集団生活への適応訓練などを行います。
	医療型児童発達支援	未就学児を対象に、日常生活における基本的な動作の指導、知識・技能の付与、集団生活への適応訓練などに加えて、治療を行います。
	放課後等デイサービス	就学児を対象に、放課後や夏休み等の長期休暇中に、生活能力向上のための訓練や居場所の提供を行います。
	保育所等訪問支援	障害児が通う保育所や幼稚園等へ出向き、本人や訪問先施設のスタッフに対して、集団生活の適応支援を行います。
	居宅訪問型児童発達支援	重度の障害等により外出が困難な方に対し、居宅を訪問して発達支援を行います。
	障害児相談支援	児童発達支援や放課後等デイサービスなどの通所サービスを適切に利用できるよう、利用するサービスの種類や内容を定めた障害児支援利用計画の作成等を行います。

※の利用に当たっては、障害支援区分の認定が必要です。(児童を除く。)



第3章 障害のある人の動向

1 障害のある人の状況

(1) 各種手帳の交付状況

令和5年3月31日現在の本村における障害者手帳の総交付者数は125人で、村の人口1,421人に占める割合は8.8%となっています。

各種手帳の交付状況(令和5年3月31日現在) (単位:人)

	身体障害者手帳	療育手帳	精神障害者 保健福祉手帳	計
三原村	93(74.4)	21(16.8)	11(8.8)	125

※()内は、年の計を100とした場合の割合。

(2) 身体障害者手帳の交付状況

令和5年3月31日現在の身体障害者手帳の交付者数は、93人で、障害者手帳の総交付者数125人に占める割合は、その他の手帳に比べ、最も多く74.4%となっています。

① 年齢別交付者数

身体障害者手帳の交付者数のうち65歳以上の人占める割合は86%となっており、そのうち75歳以上の方は61人(76.3%)に至っています。

年齢別交付者数の推移(各年度3月31日現在) (単位:人)

区分	～17歳	18歳～64歳	65歳～	計
令和4年度	1(1.1)	12(12.9)	80(86.0)	93
令和3年度	1(1.0)	10(10.1)	88(88.9)	99
令和2年度	1(0.9)	12(10.7)	99(88.4)	112
令和元年度	2(1.8)	14(12.7)	94(85.5)	110
平成30年度	3(2.8)	12(11.2)	92(86)	107

※()内は、年の計を100とした場合の割合。

②等級別交付者数

身体障害者手帳の交付者数のうち、およそ半分が1級～2級の重度の障害となっています。

等級別交付者数の推移（各年度3月31日現在）（単位：人）

区 分	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	計
令和4年度	24 (25.8)	19 (20.4)	14 (15.1)	26 (28.0)	7 (7.5)	3 (3.2)	93
令和3年度	28 (28.3)	21 (21.3)	14 (14.1)	26 (26.3)	7 (7.0)	3 (3.0)	99
令和2年度	30 (26.8)	24 (21.4)	15 (13.4)	32 (28.6)	8 (7.2)	3 (2.6)	112
令和元年度	31 (28.2)	21 (19.1)	15 (13.6)	33 (30.0)	7 (6.4)	3 (2.7)	110
平成30年度	30 (28.0)	20 (18.7)	15 (14.0)	31 (29.0)	7 (6.6)	4 (3.7)	107

※（ ）内は、年の計を100とした場合の割合。

③障害部位別交付者数

身体障害者手帳の交付者数のうち、部位別に見ると約5割が肢体障害で、全ての部位でほぼ横ばいでの推移となっています。

障害部位別交付者数の推移（各年度3月31日現在）（単位：人）

区 分	視 覚	聴覚・平衡	音声・言語	肢体 不自由	内 部	計
令和4年度	10 (10.7)	6 (6.4)	1 (1.1)	46 (49.5)	30 (32.3)	93
令和3年度	10 (10.1)	6 (6.1)	1 (1.0)	51 (51.5)	31 (31.3)	99
令和2年度	10 (8.9)	8 (7.2)	1 (0.9)	54 (48.2)	39 (34.8)	112
令和元年度	10 (9.1)	9 (8.1)	1 (0.9)	51 (46.4)	39 (35.5)	110
平成30年度	10 (9.4)	9 (8.4)	1 (0.9)	52 (48.6)	35 (32.7)	107

※（ ）内は、年の計を100とした場合の割合。

(3)療育手帳

令和5年3月31日現在の療育手帳の交付者数は、21人となっており、障害者手帳の総交付者数125人に占める割合は、16.8%となっています。

① 年齢別交付者数

療育手帳の交付者数のうち18歳から64歳までの年齢層が全体の約7割を占めています。

年齢別交付者数の推移(各年度3月31日現在) (単位:人)

区分	～17歳	18歳～64歳	65歳～	計
令和4年度	2(9.5)	16(76.2)	3(14.3)	21
令和3年度	2(10.0)	15(75.0)	3(15.0)	20
令和2年度	2(10.5)	14(73.7)	3(15.8)	19
令和元年度	4(20.0)	14(70.0)	2(10.0)	20
平成30年度	4(22.2)	11(61.1)	3(16.7)	18

※()内は、年の計を100とした場合の割合。

② 障害の程度別交付者数

療育手帳の交付者数のうち、障害の程度別の交付者数は、ほぼ横ばいで推移しています。

障害の程度別交付者数の推移(各年度3月31日現在) (単位:人)

区分	A	A1	A2	合計	B	B1	B2	合計	合計
令和4年度	0 (0.0)	4 (19.0)	3 (14.2)	7 (33.3)	0 (0.0)	8 (38.1)	6 (28.6)	14 (66.7)	21
令和3年度	0 (0.0)	3 (15.0)	2 (10.0)	5 (25.0)	0 (0.0)	9 (45.0)	6 (30.0)	15 (75.0)	20
令和2年度	0 (0.0)	3 (15.8)	2 (10.5)	5 (26.3)	0 (0.0)	8 (42.1)	6 (31.6)	14 (73.7)	19
令和元年度	0 (0.0)	4 (20.0)	3 (15.0)	7 (35.0)	0 (0.0)	8 (40.0)	5 (25.0)	13 (65.0)	20
平成30年度	0 (0.0)	3 (16.7)	5 (27.8)	8 (44.5)	0 (0.0)	7 (38.8)	3 (16.7)	10 (55.5)	18

※()内は、年の計を100とした場合の割合。

(4)精神障害者保健福祉手帳

令和5年3月31日現在の精神障害者保健福祉手帳の交付者数は11人となっており、障害者手帳の総交付者数125人に占める割合は、その他の手帳に比べ、最も少なく8.8%となっています。

① 年齢別交付者数

精神障害者保健福祉手帳の交付者数のうち18歳から64歳までの年齢層が全体の約9割を占めています。

区 分	～17歳	18歳～64歳	65歳～	計
令和4年度	0(0.0)	9(81.9)	2(18.1)	11
令和3年度	0(0.0)	10(90.9)	1(9.1)	11
令和2年度	0(0.0)	9(90.0)	1(10.0)	10
令和元年度	0(0.0)	8(88.9)	1(11.1)	9
平成30年度	0(0.0)	8(88.9)	1(11.1)	9

②等級別交付者数

精神障害者保健福祉手帳の交付者数のうち、障害等級別にみると、2級は全体の9割弱を占めています。

等級別交付者数の交付者数の推移(各年度3月31日現在)(単位:人)

区 分	1級	2級	3級	計
令和4年度	0(0.0)	10(90.9)	1(9.1)	11
令和3年度	0(0.0)	10(90.9)	1(9.1)	11
令和2年度	0(0.0)	9(90.0)	1(10.0)	10
令和元年度	0(0.0)	8(88.9)	1(11.1)	9
平成30年度	0(0.0)	8(88.9)	1(11.1)	9

※()内は、年の計を100とした場合の割合。

2 特別支援学校在籍生徒数

在籍生徒数は、次のとおりです。また、高知県の取りまとめた卒業生の主な進路先は、施設等となっています。また、就業する生徒が増えており、今後も増加していくことが予想されます。

特別支援学校在籍生徒数(令和5年5月1日現在)(単位:人)

区 分		視覚障害	聴覚障害	病弱	肢体不自由	知的障害	計
三原村	小学部	0	0	0	0	1	1
	中学部	0	0	0	0	1	1
	高等部	0	0	0	0	0	0
	計	0	0	0	0	2	2

3 三原村立小中学校の特別支援学級入級者数及び保育所に在籍する障害児

三原村立小中学校に在籍する全児童生徒及び特別支援学級入級者の毎年5月1日現在の人数は、次のとおりです。

小中学校では地元の学校へ通い、高等部から特別支援学校へ進学する傾向があります。三原村内の保育所については、障害児の人数はほぼ横ばいです。

三原村立小学校に在籍する特別支援学級入級者数の推移(単位:人)

区 分	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
特別支援学級 入級者数	1	1	1	0	0
全児童数	45	42	42	47	47

三原村立中学校に在籍する特別支援学級入級者数の推移(単位:人)

区 分	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
特別支援学級 入級者数	1	1	0	1	2
全生徒数	26	24	18	15	14

三原村内の保育所に在籍する障害児の推移(単位:人)

区 分	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
障害児数	2	1	3	2	2
全園児数	34	27	27	22	23



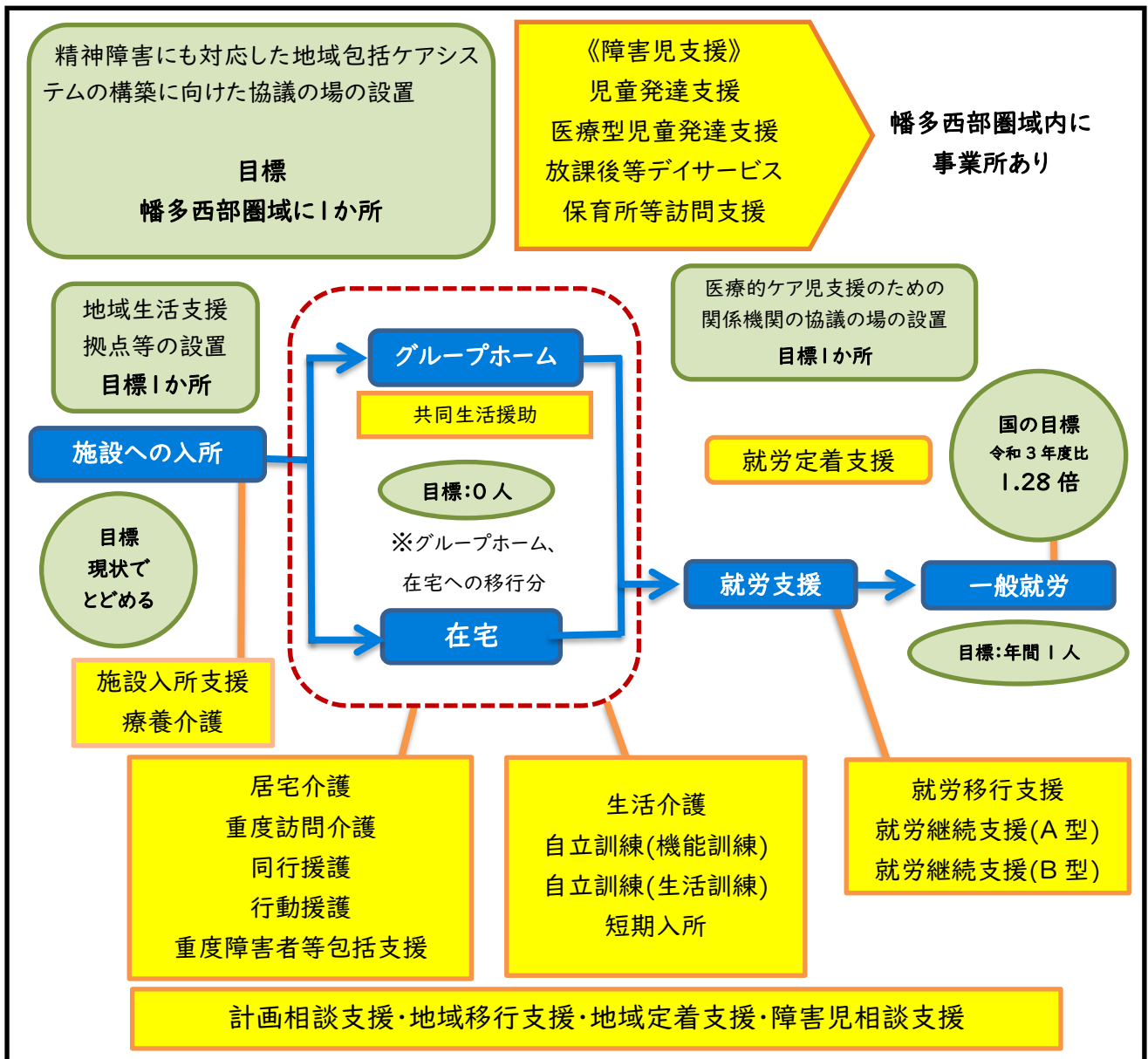
第4章 計画の目標設定

1 サービス提供についての目標値

市町村障害福祉計画及び市町村障害児福祉計画では、国の基本方針に基づいて、以下の7項目について、数値目標を定めることが求められています。

- (1) 施設入所者の地域生活への移行
- (2) 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築
- (3) 地域生活支援の充実
- (4) 福祉施設から一般就労への移行等
- (5) 障害児支援の提供体制の整備等
- (6) 相談支援体制の充実・強化等
- (7) 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

三原村では、国の示した基準を踏まえながら、村の実績に応じて目標値を設定するとともに、この計画期間において目標が達成されるように、以下のとおり、必要な障害福祉サービス等の提供体制の確保に取り組んでいきます。



(1) 福祉施設の入所者の地域生活への移行

国指針の主旨	<ul style="list-style-type: none"> ○地域移行者数:令和4年度末施設入所者数の6%以上 ○施設入所者数:令和4年度末の5%以上削減
---------------	--

【第7期計画の目標】※令和8年度末時点

項目	数値	国指針の目標値
地域生活移行者数	1人	1人 (令和4年度末時点の施設入所者数 2人×6% ※端数切り上げ)
施設入所者数の削減見込 (国の指針は削減目標)	0人 (2人→2人)	△1人 (令和4年度末時点の施設入所者数 2人×5% ※端数切り上げ)

国の指針に基づく成果目標数は、地域生活移行者数は0.12人以上、施設入所者数の削減数は0.1人以上(5%)が基本となります。

しかし、本村では地域での生活が困難で施設入所を必要とされる重度の障害者がいることや障害者の高齢化、受け皿となる社会資源の不足など、地域移行に向けた支援体制が十分でないため、施設入所者数を削減するには厳しい状況にあります。

障害の重度化予防など、施設入所者を削減するために必要な方策を今後も検討していきますが、個々の状況を踏まえての成果目標とします。

(2) 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

国指針の主旨	<ul style="list-style-type: none"> ○精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築の推進 ○精神障害者の精神病床から退院後一年以内の地域における平均生活日数325.3日 ○退院率:3カ月後68.9%以上、6カ月後84.5%以上、1年後91%以上
---------------	---

【第7期計画の目標】

項目	数値等
保健・医療・福祉関係者による協議の場の設置・地域包括ケアシステムの構築の推進	幡多圏域で1か所

【三原村における方針】

長期入院精神障害者の地域移行を進めるにあたっては、精神科病院や地域援助事業者だけでなく、自治体を含めた地域精神保健医療・福祉の一体的な取り組みの推進に加えて、地域住民の

協力を得ながら、差別や偏見のない、あらゆる人が共生できる包括的な社会を構築していく必要があります。

本村においては、当事者及び保健・医療・福祉に携わる者を含む様々な関係者が情報共有や連携を行うため、幡多西部地域自立支援協議会運営要綱を改正し、同協議会を協議の場と位置付け、地域包括ケアシステムの構築を推進していきます。

(3) 地域生活支援拠点等の整備

国指針の主旨	○各市町村又は各圏域に少なくとも1つ以上確保しつつ年1回以上運用状況を検証、検討
---------------	--

【 第7期計画の目標 】

項目	村の目標値	国指針の目標値
地域生活支援拠点設置数	幡多圏域で1か所	1か所 (各市町村又は各圏域)

【三原村における方針】

国の基本指針では、障害のある方の高齢化、重度化等の対応や“親亡き後”を見据え、障害のある方が地域社会で安心して暮らしていける社会の実現を目指して、障害のある方の生活を地域社会で支えるサービス提供体制を構築していくことを目的として、令和8年度末までに各市町村または各圏域において地域生活支援拠点を少なくとも1ヶ所整備することを基本としています。

高知県全体として、各圏域に1か所ずつ整備することを目標として掲げていますので、本村においても、幡多西部地域障害者自立支援協議会や幡多福祉保健所等と協議・検討を行い、圏域内に整備することを目標とします。

また、強度行動障害を有する障害者に関して、その状況や支援ニーズを把握し、地域の関係機関が連携した支援体制の充実を図れるよう整備を進めていきます。

(4) 福祉施設から一般就労への移行等

国指針の主旨	<ul style="list-style-type: none"> ○一般就労への移行者数:R3年度の1.28倍以上 うち移行支援事業:1.31倍、就労A型:1.29倍以上、 就労B型:1.28倍以上 ○就労移行支援事業所:一般就労移行者数が5割以上の事業所が5割以上 ○就労定着支援事業利用者:令和3年度の1.41倍以上 ○就労定着率7割以上の就労定着支援事業所:2割5分以上
---------------	--

項目	村の目標値	国指針の目標値
令和 8 年度における 一般就労移行者数	1 人	0 人 令和 3 年度移行者 0 名×1.28

福祉施設から一般就労への移行については、令和 3 年度の移行者実績は0人となっています。令和 8 年度単年度の目標については、これまでの実績を踏まえて1人とします。

現状において一般就労への移行は困難であると考えますが、施設をはじめ関係機関等と連携を図りながら一般就労への移行に積極的に取り組みます。また、一般就労へ移行した場合でも継続できないケースも予想されるため、様々な支援を効果的に組み合わせながら着実な就労定着を目指します。

(5) 障害児支援の提供体制の整備等

国指針の 主旨	<ul style="list-style-type: none"> ○児童発達支援センターを各市町村に少なくとも一カ所設置 ○重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所を各市町村又は圏域に1か所以上。 ○医療的ケア児支援の協議の場（都道府県、圏域、市町村ごと）の設置及び医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置
------------	---

項目	村の目標値	国の目標値
児童発達支援センターの設置	支援体制整備済 (圏域内に事業所あり)	各市町村に1カ所以上 (圏域設置でも可)
重症心身障害児を支援する 児童発達支援事業所及び 放課後等デイサービスの確保	支援体制整備済 (圏域内に事業所あり)	各市町村に1カ所以上 (圏域設置でも可)
医療的ケア児等の支援を総合 調整するコーディネーターの配置人数	支援体制整備済 (圏域内に事業所あり)	市町村に1人 (圏域設置でも可)

【三原村における方針】

児童発達支援センターの設置については、近隣市町村の児童発達支援事業所と連携することで、障害児及びその家族に対する支援を障害児の障害種別や年齢別等のニーズに応じて提供していきます。

重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービスの確保については、児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所と連携を図り、地域における重症心身障害児の人数やニーズを把握するとともに、地域における課題の整理や地域資源の開発等を行いながら、支援体制の充実を図ります。

医療的ケア児支援の協議の場の設置については、既存の地域自立支援協議会を活用することとし、心身の状況に応じた保健、医療、障害福祉、保育、教育等の支援を受けることができるよう、

各関連分野が共通の理解に基づき協働する総合的な支援体制を構築していきます。また、医療的ケア児等に関するコーディネーターについては、幡多圏域において重度心身障害児のケアを担い、すでに研修を修了したコーディネーターを配置している事業所があるため、当該事業所と連携し、医療的ケア児が必要とする多分野にまたがる支援の利用を調整し、総合的かつ包括的な支援の提供につなげていきます。

(6) 相談支援体制の充実・強化等

国指針 の主旨	<ul style="list-style-type: none"> ・各市町村において、基幹相談支援センターを設置し、地域の相談支援体制の強化を図る。 ・協議会において、個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善等を行う取組を行う。
--------------------	---

【 第 7 期計画の目標 】

項目	村の目標値	国の目標値
基幹相談支援センターの設置	幡多圏域で 1 カ所	1 カ所 (各市町村又は各圏域)

【 三原村における方針 】

令和 8 年度末までに、総合的な相談支援、地域の相談支援体制の強化及び関係機関等の連携の緊密化を通じた地域づくりの役割を担う基幹相談支援センターを設置するとともに、基幹相談支援センターが地域の相談支援体制の強化を図る体制を整えていきます。

また、障害の種別や各種のニーズに対応できる総合的・専門的な相談支援を目指し、相談支援事業所と行政が協働して開催する相談支援連絡会において、意見交換や事例検証、助言・指導の場とすることで地域の相談支援体制の充実・強化を図ります。

(7) 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

国指針 の主旨	・各市町村において、サービスの質の向上を図るための体制を構築
--------------------	--------------------------------

【 第 7 期計画の目標 】

村の目標	サービスの質の向上を図るための体制構築
-------------	---------------------

【 三原村における方針 】

県と連携し、県等が実施する障害福祉サービスに係る研修についての情報を把握し、事業所に対し積極的な研修参加を促すとともに、県が実施する事業所に対する実施監査の結果を共有し、事業所への適切な助言・指導へつなげることで、サービスの質の向上に努めます。



第5章 障害福祉サービスの現状と確保の方策

第6期計画(令和3年度～令和5年度)におけるサービス利用状況、アンケート調査によるサービス利用意向調査、特別支援学校生(高等部)の新規利用者等を勘案した第7期計画(令和6年度～令和8年度)のサービス見込量を記載しています。

1 訪問系サービス

(1) 居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障害者包括支援

① サービスの利用状況

訪問系サービスの利用実績は令和3年から横ばいで推移しています。

② 見込量の考え方

過去の居宅介護サービス等の利用実績をもとに、利用者の個別の状況やニーズ調査結果などを考慮して算出したものを見込量とします。

1ヶ月あたりの実績及び見込量

	時間分／月	利用実績			利用見込		
		3年度 (4年3月)	4年度 (5年3月)	5年度 (5年7月)	6年度	7年度	8年度
居宅介護 重度訪問介護 同行援護 行動援護 重度障害者等包括支援		11 (2人)	11 (2人)	10 (2人)	5 (1人)	5 (1人)	5 (1人)

※「時間分／月」は、1ヶ月当たりの総利用時間。

※ ()内は利用者数。

<必要な見込量の確保のための方策>

訪問系サービス

障害者等が自立した生活を送るため、サービス事業者等と協力をしながら、障害者等が必要とする在宅サービスが受けられるよう提供体制の整備を図ります。

2 日中活動系サービス

(1) 生活介護

① サービスの利用状況

令和4年度から横ばいで経過しています。

②見込量の考え方

施設入所者が主な利用者となるため、利用実績やニーズ調査結果を踏まえ、新規に施設入所が見込まれる在宅生活者を考慮して算出したものを見込量とします。

1ヶ月あたりの実績及び見込量

		利用実績			利用見込		
		3年度 (4年3月)	4年度 (5年3月)	5年度 (5年7月)	6年度	7年度	8年度
生活介護	人日分 /月	38 (2人)	52 (3人)	59 (3人)	61 (3人)	61 (3人)	61 (3人)

※「人日分/月」は、1ヶ月当たりの総利用人数(延べ利用日数)。

※()内は利用者数。

(2) 自立訓練(機能訓練・生活訓練)

①サービスの利用状況

令和3年から利用実績がありましたが、今後の利用見込みはありません。

②見込量の考え方

現在の利用状況やニーズ調査結果を考慮して算出したものを見込量とします。

1ヶ月あたりの実績及び見込量

		利用実績			利用見込		
		3年度 (4年3月)	4年度 (5年3月)	5年度 (5年7月)	6年度	7年度	8年度
機能訓練	人日分 /月	0 (0人)	0 (0人)	0 (0人)	0 (0人)	0 (0人)	0 (0人)
生活訓練		18 (1人)	12 (1人)	14 (1人)	0 (0人)	0 (0人)	0 (0人)

※「人日分/月」は、1ヶ月当たりの総利用人数(延べ利用日数)。

※()内は利用者数。

(3) 就労移行支援

① サービスの利用状況

令和3・4年度に実績がありましたが、今後は見込み無しとなっています。

②見込量の考え方

過去の利用実績やニーズ調査結果、新規に利用が見込まれる特別支援学校卒業生等を考慮して算出したものを見込量とします。

1ヶ月あたりの実績及び見込量

		利用実績			利用見込		
		3年度 (4年3月)	4年度 (5年3月)	5年度 (5年7月)	6年度	7年度	8年度
就労移行支援	人日分 /月	14 (1人)	16 (1人)	0 (0人)	0 (0人)	0 (0人)	0 (0人)

※「人日分/月」は、1ヶ月当たりの総利用人日(延べ利用日数)。

※()内は利用者数。

(4)就労継続支援(A型・B型)

①サービスの利用状況

利用状況について、B型の実績が増加傾向にあります。

②見込量の考え方

障害者等の社会参加活動に、有効的なサービスであるため、積極的に推進していく必要があると考えています。

見込量の算定にあたっては、利用実績やニーズ調査結果などを考慮して算出しています。

1ヶ月あたりの実績及び見込量

		利用実績			利用見込		
		3年度 (4年3月)	4年度 (5年3月)	5年度 (5年7月)	6年度	7年度	8年度
就労継続支援 A型	人日分 /月	22 (1人)	24 (1人)	23 (1人)	23 (1人)	23 (1人)	23 (1人)
就労継続支援 B型		60 (4人)	109 (6人)	141 (8人)	193 (10人)	193 (10人)	193 (10人)

(5)就労定着支援

①サービスの利用状況

就労定着支援は就業に伴う生活面の課題に対応できるよう、事業所・家族との連絡調整の支援を行います。

②見込量の考え方

過去の利用実績をもとに、利用者の個別の状況などを考慮して算出したものを見込量とします。

1か月あたりの実績及び見込量

		利用実績			利用見込		
		3年度 (4年3月)	4年度 (5年3月)	5年度 (5年7月)	6年度	7年度	8年度
就労定着支援	人分 /月	0	0	0	0	0	0

※「人分/月」は、1か月当たりの総利用人数。

(6)短期入所(福祉型・医療型)

①サービスの利用状況

ここ数年、感染症の影響で利用者の受け入れが難しい状況が続いていました。

しかし、短期入所福祉型はニーズが高く、今後も一定量が見込まれます。今後も、短期入所受け入れ体制の充実に向けて、社会福祉法人など民間事業者へ働きかけ、事業者間の連携を図り、受け入れ枠の拡充に努めます。

②見込量の考え方

過去の利用実績をもとに、利用者の個別の状況やニーズ調査結果などを考慮して算出したものを見込量とします。

1ヶ月あたりの実績及び見込量

		利用実績			利用見込		
		3年度 (4年3月)	4年度 (5年3月)	5年度 (5年7月)	6年度	7年度	8年度
短期入所 福祉型	人日分 /月	0 (0人)	0 (0人)	0 (0人)	20 (4人)	20 (4人)	20 (4人)
短期入所 医療型		0 (0人)	0 (0人)	0 (0人)	0 (0人)	0 (0人)	0 (0人)

※「人日分/月」は、1ヶ月当たりの総利用人数(延べ利用日数)。※()内は利用者数。

(7)療養介護

①サービスの利用状況

利用者数は、ほぼ横ばいで推移しています。

②見込量の考え方

過去の利用実績をもとに、利用者の個別の状況などを考慮して算出したものを見込量としま

す。

1ヶ月あたりの実績及び見込量

		利用実績			利用見込		
		3年度 (4年3月)	4年度 (5年3月)	5年度 (5年7月)	6年度	7年度	8年度
療養介護	人分 /月	2	2	2	2	2	2

※「人分/月」は、1ヶ月当たりの総利用人数。

<必要な見込量の確保のための方策>

日中活動系サービス

利用者のニーズに対応できるよう、既存の社会資源である各事業所と連携を図りながらサービスの確保に努めるとともに、障害者等が住みなれた地域で生きがいを持ち、生き生きと生活できるよう、情報提供や助言などの支援を行います。

また、就労移行支援事業など、一般就労の能力・適正・意欲のある人の就労を支援する仕組みが整備され、一般就労を目指し、訓練等を受けることを希望する人も増えています。一般就労をしてから定着を目指す支援も必要になっています。今後も、就労を支援するための環境を整え、ハローワーク等の関係機関と連携を図りながら、障害者等の働く環境づくりに取り組みます。

3 居住系サービス

(1) 自立生活援助

①サービスの利用状況

自立生活援助は県下で対応できる事業所が少なく、利用状況はありません。

②見込量の考え方

過去の利用実績をもとに、利用者の個別の状況などを考慮して算出したものを見込量とします。

1ヶ月あたりの実績及び見込量

		利用実績			利用見込		
		3年度 (4年3月)	4年度 (5年3月)	5年度 (5年7月)	6年度	7年度	8年度
自立生活援助	人分/月	0	0	0	0	0	0

※「人分/月」は、1ヶ月当たりの総利用人数。

(2) 共同生活援助(グループホーム)

①サービスの利用状況

特別支援学校卒業者の利用もありますが、ほぼ横ばいで推移しています。

②見込量の考え方

過去の利用実績やニーズ調査結果、新規に利用が見込まれる方などを考慮して算出したものを見込量とします。

1ヶ月あたりの実績及び見込量

		利用実績			利用見込		
		3年度 (4年3月)	4年度 (5年3月)	5年度 (5年7月)	6年度	7年度	8年度
共同生活 援助	人分/月	6	6	5	7	7	7

※「人分/月」は、1ヶ月当たりの総利用人数。

(3) 施設入所支援

①サービスの利用状況

全体的に、ほぼ横ばいで推移しています。

③見込量の考え方

過去の利用実績をもとに、新規に利用が見込まれる方などを考慮して算出したものを見込量とします。

1ヶ月あたりの実績及び見込量

		利用実績			利用見込		
		3年度 (4年3月)	4年度 (5年3月)	5年度 (5年7月)	6年度	7年度	8年度
三原村	人分 /月	2	2	2	2	2	2

※「人分/月」は、1ヶ月当たりの総利用人数。

4 指定相談支援

(1) 計画相談支援

①サービスの利用状況

多少の増減はあるものの、利用人数はほぼ横ばいで推移しています。

② 見込量の考え方

過去の利用実績をもとに、新規に利用が見込まれる方などを考慮して算出したものを見込量とします。

1ヶ月あたりの実績及び見込量

		利用実績			利用見込		
		3年度 (4年3月)	4年度 (5年3月)	5年度 (5年7月)	6年度	7年度	8年度
計画相談 支援	人分/月	3	2	6	4	4	4

※「人分/月」は、1ヶ月当たりの総利用人数。

(2) 地域移行支援

① サービスの利用状況

県下で対応できる事業所が少なく、利用状況としては低調です。

② 見込量の考え方

障害者支援施設等に入所している障害者又は精神科病院に入院している精神障害者を対象に、住居の確保その他の地域における生活に関する相談等を相談支援事業所や医療機関等と連携して取り組みます。

見込量については、過去の利用実績をもとに算定しています。

1ヶ月あたりの実績及び見込量

		利用実績			利用見込		
		3年度 (4年3月)	4年度 (5年3月)	5年度 (5年7月)	6年度	7年度	8年度
地域移行 支援	人分/月	0	0	0	0	0	0

※「人分/月」は、1ヶ月当たりの総利用人数。

(3) 地域定着支援

① サービスの利用状況

県下で対応できる事業所が少なく、利用状況としては低調です。

② 見込量の考え方

居宅において単身その他の厚生労働省令で定める状況において生活する障害者等を対象に、常時の連絡体制を確保するとともに、障害の特性に起因して生じた緊急の事態等への相談等を相談支援事業所や関係機関と連携して取り組みます。

見込量については、現在村及び相談支援事業所において、支援している在宅障害者の状況を考慮し、算定しています。

1ヶ月あたりの実績及び見込量

		利用実績			利用見込		
		3年度 (4年3月)	4年度 (5年3月)	5年度 (5年7月)	6年度	7年度	8年度
地域定着 支援	人分/月	0	0	0	0	0	0

※「人分/月」は、1ヶ月当たりの総利用人数。

<必要な見込量の確保のための方策>

相談支援体制

個々の幅広いニーズに対するきめ細やかな対応や、障害者等の地域生活を総合的に支援することが求められることから、専門の職員を配置した指定相談支援事業所や医療機関など関係機関との連携を強化し、広域的な支援体制の整備に努めます。

5 自立支援医療

心身の障害を除去・軽減するための医療について、医療費の自己負担額を軽減する公費負担医療制度です。対象者によって、育成医療、更生医療、療養介護医療、精神通院医療があります。

今後もニーズに応じながら、適正に給付等を行います。

6 補装具の支給

補装具の支給実績をもとに、利用者の個別の状況や新規に利用が見込まれる障害者と障害児の状況、新規手帳取得状況を考慮しながら算出したものを見込量としています。

補装具の支給

対象者	内容
補装具を必要とする 身体障害のある人	身体に装着(装用)することで、身体機能を補完・代替し、日常生活や就学・就労に、長期間にわたって継続して使用される補装具(義肢、車いす等)の購入費・修理費の給付を行います。

補装具の支給	支給実績			見込量		
	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度
障害者	0	0	1	1	1	1
障害児	0	0	0	0	1	0

7 地域生活支援事業

地域生活支援事業とは、障害者総合支援法第77条に基づいて、障害者及び障害児等が自立した日常生活や就労などの社会生活を営むことができるように、三原村の地域特性や利用者の状況に応じて、柔軟に実施する事業です。

指定障害福祉サービスと合わせて、障害者及び障害児等が必要としている支援を受けることができるよう、関係機関や支援団体などと連携しながら事業を実施していきます。

地域生活支援事業の実施状況と令和8年度までの実施予定事業は下表のとおりです。

事業名		
必須事業	理解促進研修・啓発事業	
	自発的活動支援事業	
	相談支援事業	障害者相談支援事業
		基幹相談支援センター等機能強化事業
		住宅入居等支援事業
	成年後見制度利用支援事業	
	成年後見制度法人後見支援事業	
	意思疎通支援事業	
	日常生活用具給付等事業	
	手話奉仕員養成研修事業	
	移動支援事業	
	地域活動支援センター機能強化事業	
任意事業	日常生活支援	福祉ホームの運営
		訪問入浴サービス
		生活訓練等
		日中一時支援
		地域移行のための安心生活支援
		巡回支援専門員整備
		相談支援事業所等(地域援助事業者)における退院支援体制確保
		協議会における地域資源の開発・利用促進等の支援
	社会参加支援	レクリエーション活動等支援
		芸術文化活動振興
		点字・声の広報等発行
		奉仕員養成研修
		複数市町村による意思疎通支援の共同実施促進
		自動車運転免許取得・改造助成事業
	権利擁護支援	成年後見制度普及啓発
		障害者虐待防止対策支援
		その他権利擁護支援
	就業・就労支援	盲人ホームの運営
		知的障害者職親委託

必須事業

(1) 障害者相談支援事業

①実施する事業の内容

障害者等及びその保護者等からの相談支援及び関係機関と連携しながらの就労支援等を行います。

②事業の実施に関する考え方

必要な情報の提供および助言等、障害者等の生活支援を行います。

各年度の実績及び見込

	実績			見込		
	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度
障害者相談支援事業 事業所数	3	3	3	3	3	3

(2) 成年後見制度利用支援事業

知的障害のある人または精神障害のある人で、補助を受けなければ成年後見制度の利用が困難であると認められる人に対して、必要となる経費のすべてまたは一部を補助します。判断能力が不十分な障害のある人の障害福祉サービスの利用契約の締結等が適切に行われるよう、成年後見制度の利用を支援します。

三原村では実績がありませんでしたが、今後も障害のある人の必要な援助として権利擁護の取り組みを推進しつつ、成年後見制度の周知を図ります。成年後見制度の利用困難者に経済面から補助を行い、制度の利用を促進します。

	実績			実施見込		
	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度
成年後見制度	0	0	0	0	0	0

(3) 意思疎通支援事業

①実施する事業の内容

一般社団法人高知県聴覚障害者協会及び社会福祉法人小高坂更生センターに委託し、手話通訳者、要約筆記者の派遣を行います。

②事業の実施に関する考え方

聴覚障害者等又は難病患者等が外出する際、意思の疎通が円滑に行えないことにより、社会通念上支障があると認められる場合に、手話通訳者または要約筆記者の派遣を行います。

各年度の実績及び見込量

	利用実績			利用見込		
	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度
手話通訳者派遣	0	0	0	0	0	0
要約筆記者派遣	0	0	0	0	0	0

(4) 日常生活用具給付等事業

①実施する事業の内容

日常生活上の便宜を図るため、障害者等に対し、次の用具の給付を行います。

用具の種類	主な内容・対象者など
介護・訓練用支援用具	特殊寝台や特殊マットなど、障害がある人の身体介護を支援する用具や、障害のある児童が訓練に用いるイスなどを給付します。
自立生活支援用具	入浴補助用具や聴覚障害者用屋内信号装置など、障害のある人の入浴・食事・移動などの自立生活を支援するための用具を給付します。
在宅療養等支援用具	電気式たん吸引機や盲人用体温計など、障害のある人の在宅療養等を支援するための用具を給付します。
情報・意思疎通支援用具	点字器や人口喉頭など、障害のある人の情報収集、情報伝達や意思疎通等を支援するための用具を給付します。
排泄管理支援用具	ストマ用装具など、障害のある人の排せつ管理を支援する衛生用品を給付します。
居宅生活補助用具 (住宅改修費)	障害のある人の居宅における円滑な生活動作等を図るため、小規模な住宅改修を行う際に、費用の一部を助成します。

②事業の実施に関する考え方

障害者等の日常生活の便宜を図るために、自立生活支援用具等の日常生活用具の給付を行います。ただし、介護保険法等により、給付の対象となる用具の支給が受けられる者を除きます。

各年度の実績及び見込量（給付件数）

	利用実績			利用見込		
	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度
介護・訓練用支援用具	0	0	0	0	0	1
自立生活支援用具	0	0	0	0	0	0
在宅療養等支援用具	0	1	0	0	1	0
情報・意思疎通支援用具	0	0	0	1	0	1
排泄管理支援用具	59	42	30	36	36	36
居宅生活補助用具	0	0	0	0	0	0

(5) 移動支援事業

①実施する事業の内容

屋外の移動に困難がある障害者等に対し、外出のための支援を行います。

②事業の実施に関する考え方

社会生活上必要不可欠な外出及びスポーツ・レクリエーション活動等の社会参加のための外出の際の移動の支援を行うことにより、地域での自立生活及び社会参加を促します。

《個別支援型》

各年度の実績及び見込量

	利用実績			利用見込		
	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度
実施か所数	0	0	0	0	0	0
利用者数	0	0	0	0	0	0
延利用時間数	0	0	0	0	0	0

(6) 地域活動支援センター機能強化事業

①実施する事業の内容

地域の実情に応じ、創作的活動または生産活動の機会の提供及び社会との交流を促進する地域活動支援センターの機能を充実強化し、障害者等の地域生活支援の促進を図ります。

②事業の実施に関する考え方

高知県単独の補助事業を活用して、あったかふれあいセンター事業を実施し、地域の高齢者等と一体的に在宅支援を行うため、現状では当該事業は実施しない予定です。

各年度の実績及び見込量

	利用実績			利用見込		
	3年度 (4年3月)	4年度 (5年3月)	5年度 (5年7月)	6年度	7年度	8年度
地域生活支援センター	0	0	0	0	0	0

任意事業

(1) 日中一時支援事業

①実施する事業の内容

日中、障害福祉サービス事業所、障害者支援施設等において、障害者等に活動の場を提供し、見守り、社会に適應するための支援を行います。

②事業の実施に関する考え方

障害者等の日中における活動の場を確保し、障害者等の家族の就労支援及び障害者等を日常的に介護している家族の一時的な休息を図ります。

各年度の実績及び見込量

日中一時支援	利用実績			利用見込		
	3年度 (4年3月)	4年度 (5年3月)	5年度 (5年7月)	6年度	7年度	8年度
障害者	0	0	0	0	0	0
障害児	0	0	0	0	0	0

(2) 自動車運転免許取得・改造助成事業

①実施する事業の内容

自動車運転免許の取得及び自動車の改造に要する費用の一部を助成します。

②事業の実施に関する考え方

就労等社会活動への参加のために免許を取得しようとする者及び運転する自動車の手動装置等の一部を改造することにより、社会参加が見込まれる者への助成を目的とします。

各年度の実績及び見込量

	利用実績			利用見込		
	3年度 (4年3月)	4年度 (5年3月)	5年度 (5年7月)	6年度	7年度	8年度
自動車運転免許取得・改造助成事業	0	0	0	0	0	0



第6章 障害児支援について

1 障害児支援の基本的な考え方

(1) 子どもの将来の自立に向けた発達支援

障害のある子どもが、傷害の疑いがある段階から支援が受けられ、持つ力を伸ばしていけるように、子育て・保育・教育など子どもの発達に携わる関係者の連携を図り、できるだけ早い時期から子どもや家族にとってより身近な地域で専門的な療育支援が受けられるよう、必要なサービスの確保に取り組んでいきます。

(2) 子どものライフステージに応じた一貫した支援

障害のある子ども及び家族に対し、乳幼児期、就学期、学齢期、青年期、そして成年期と成長していく中で、生活環境や支援者も変わっていくことになります。こういった状況を踏まえ、入学や進学、卒業などによって支援が途切れないように、子どものライフステージに応じて一貫した支援を行い、一人ひとりの状況に応じた切れ目のない支援体制を構築するよう、取り組んでいきます。

(3) 身近な地域における支援・障害児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）

障害の有無にかかわらず、子どもの頃からできるだけ共に学び、遊び、育っていくことが、大人になってからも住み慣れた地域で共に暮らし、共に働くことができる社会の実現につながっていきます。そのため、支援を受ける場合においても、できるだけ身近な地域で支援が受けられることが望ましいことから、必要なサービスの確保に努めていきます。

2 障害児に係るサービス提供体制の整備

(1) 現状と課題

三原村においても、できるだけ身近な地域で「児童発達支援」、「放課後等デイサービス」、「保育所等訪問支援」等のサービスが受けられ、必要なサービス量が確保できるよう、サービス提供体制の確保に取り組みます。

第2期計画におけるサービスの利用状況を勘案した令和6年度～8年度までのサービスの見込み量を下記に記載しています。

(2) 児童発達支援

①サービスの利用状況

令和5年度より実績が増加傾向にあります。

②見込量の考え方

過去の利用実績をもとに、算出したものを見込量とします。

1ヶ月あたりの実績及び見込量

		利用実績			利用見込		
		3年度 (4年3月)	4年度 (5年3月)	5年度 (5年7月)	6年度	7年度	8年度
児童発達 支援	人日分 /月	0 (0人)	0 (0人)	2 (1人)	8 (3人)	6 (2人)	6 (2人)

※「人日分/月」は、1ヶ月当たりの総利用人日(延べ利用日数)。

※ ()内は利用者数。

(3) 医療型児童発達支援

①サービスの利用状況

利用実績はありません。

②見込量の考え方

過去の利用実績やニーズ調査結果をもとに算出したものを見込量とします。

1ヶ月あたりの実績及び見込量

		利用実績			利用見込		
		3年度 (4年3月)	4年度 (5年3月)	5年度 (5年7月)	6年度	7年度	8年度
医療型児童 発達支援	人日分 /月	0 (0人)	0 (0人)	0 (0人)	0 (0人)	0 (0人)	0 (0人)

※「人日分/月」は、1ヶ月当たりの総利用人日(延べ利用日数)。

※ ()内は利用者数。

(4) 放課後等デイサービス

①サービスの利用状況

学校の放課後や夏休み等の長期休暇中の利用により、利用者数は横ばいです。

②見込量の考え方

過去の利用実績をもとに、新規利用者数を見込み、現在利用されている方の個別の状況やニーズ調査結果などを考慮して算出したものを見込量とします。

1ヶ月あたりの実績及び見込量

		利用実績			利用見込		
		3年度 (4年3月)	4年度 (5年3月)	5年度 (5年7月)	6年度	7年度	8年度
放課後等 デイサービス	人日分 /月	17 (1人)	8 (1人)	15 (1人)	20 (2人)	23 (3人)	23 (3人)

※「人日分/月」は、1ヶ月当たりの総利用人数(延べ利用日数)。

※ ()内は利用者数。

(5) 保育所等訪問支援

① サービスの利用状況

利用実績はありません。

② 見込量の考え方

過去の利用実績をもとにニーズ調査結果や新規利用見込等より算出したものを見込量とします。

1ヶ月あたりの実績及び見込量

		利用実績			利用見込		
		3年度 (4年3月)	4年度 (5年3月)	5年度 (5年7月)	6年度	7年度	8年度
保育所等 訪問支援	人日分 /月	0 (0人)	0 (0人)	0 (0人)	0 (0人)	0 (0人)	0 (0人)

※「人日分/月」は、1ヶ月当たりの総利用人数(延べ利用日数)。

※ ()内は利用者数。

(6) 居宅訪問型児童発達支援

① サービスの利用状況

現状では利用実績はありませんが、必要があれば対応できるよう提供体制の確保に努めます。

② 見込量の考え方

過去の利用実績をもとに算出したものを見込量とします。

1ヶ月あたりの実績及び見込量

		利用実績			利用見込		
		3年度 (4年3月)	4年度 (5年3月)	5年度 (5年7月)	6年度	7年度	8年度
居宅訪問型 児童発達支援	人日分 /月	0 (0人)	0 (0人)	0 (0人)	0 (0人)	0 (0人)	0 (0人)

※「人分/月」は、1ヶ月当たりの総利用人数。

(7) 障害児相談支援

①サービスの利用状況

利用人数は増加傾向で推移しています。

②見込量の考え方

過去の利用実績をもとに算出したものを見込量とします。

1ヶ月あたりの実績及び見込量

		利用実績			利用見込		
		3年度 (4年3月)	4年度 (5年3月)	5年度 (5年7月)	6年度	7年度	8年度
障害児 相談支援	人分/月	1	0	0	1	1	1



第7章 計画の推進体制について

1 計画の進行管理の基本的な考え方

障害者総合支援法においては、計画に定める事項について、定期的に調査し、分析及び評価を行い、必要があると認めるときは、計画を変更することその他必要な措置を講じること（PDCAサイクル）とされています。

PDCAサイクルとは

さまざまな分野・領域における品質改善や業務改善などに広く活用されているマネジメント手法で、「計画（Plan）」「実行（Do）」「評価（Check）」「改善（Act）」のプロセスを順に実施していくものです。

《障害福祉計画におけるPDCAサイクルプロセスのイメージ》

基本指針

障害福祉計画策定に当たっての基本的考え方及び達成すべき目標、サービス提供体制に関する見込量の見込み方の提示



計画（Plan）

障害福祉計画策定に当たっての基本的考え方及び達成すべき目標、サービス提供体制に関する見込量の見込み方の提示

改善（Act）

中間評価等の結果を踏まえ、必要があると認めるときは、障害福祉計画の見直し等を実施。

実行（Do）

計画の内容を踏まえ、事業を実施する。

評価（Check）

- 成果目標及び活動指標については、少なくとも1年に1回その実績を把握し、障害者施策や関連施策の動向も踏まえながら、中間評価として分析・評価を行う。
- 中間評価の際には、市町村部会の意見を聴くとともに、その結果について公表する。
- 活動指標については、より頻回に実績を把握し、達成状況等の分析・評価を行う。

(1) 計画におけるPDCAサイクル

基本指針に即して定めた数値目標(P14~18)を「成果目標」とし、各サービスの見込量(P19~P38)を「活動指標」としています。

PDCAサイクルに沿って事業を実施し、少なくとも年1回専門部会から点検・評価を受ける。

(2) 点検・評価結果の反映

幡多西部地域自立支援協議会専門部会から計画の進捗状況や計画を推進していくための方策について、意見・提案等を受け、計画の見直し等施策に反映します。

2 国・県への要望

国や県の動向に留意しながら施策を進めていきます。

また、事業の安定的な運営のため、国や県に対する制度改善や財政措置の充実を求める事項について検討し、必要に応じて関係市町村等とともに要望していきます。

3 幡多西部地域自立支援協議会との連携

本計画における障害福祉サービスによる取組みを推進するに当たり、障害者総合支援法に基づき、幡多西部地域自立支援協議会からの意見を踏まえ、事業を実施していきます。

資料編

アンケート調査結果の概要

三原村福祉避難所一覧

幡多圏域のサービス基盤

資料編

Ⅰ アンケート調査結果の概要

「第7期障害福祉計画」を策定するにあたり、障害福祉サービスを利用していない人等を対象にアンケート調査を実施しました。

調査にあたっては、県から示された調査様式を参考にし、今後障害福祉サービスを利用する可能性のある障害者手帳をお持ちの方について、令和5年11月に調査を実施しアンケート結果を次のとおり取りまとめました。

(1) 調査区分等

アンケートについては、三原村内に生活の本拠地がある人を対象として実施し、以下の区分によりアンケート調査票を配布回収しました。

	区分	回答数 (回答率)	備考
1	障害福祉サービスを利用していない75歳以下の在宅障害者、今後障害福祉サービスを利用する可能性のある障害者手帳をお持ちの方 ※生活保護受給者、3ヶ月以上の長期入院者を除く	3名 (37.5%)	村が調査 (方法：郵送)

(2) 回答者の状況

①手帳種別

	障害者手帳	所持数
1	身体障害者手帳	2
2	療育手帳	0
3	精神保健福祉手帳	1
4	手帳なし（発達障害等）	0

②回答者

本人	3
家族	0
施設職員等	0

③年齢

19歳以下	0
20歳以上	3

(3)現在どんなサービスを利用していますか？

また、今後どんなサービスを利用したいですか？※重複回答

サービスの種類		回答数
1	居宅介護（ホームヘルプ）	0
2	重度訪問介護	0
3	同行援護	0
4	行動援護	0
5	重度障害者等包括支援	0
6	短期入所（ショートステイ）	0
7	計画相談支援	0
8	地域移行支援	0
9	地域定着支援	0
10	自立生活援助	0
11	就労定着支援	0
12	移動支援（ガイドヘルプ）	0
13	意思疎通支援	0
14	地域活動支援センター	0
15	日中一時支援	0
16	児童発達支援	0
17	放課後等デイサービス	0
18	保育所等訪問支援	0
19	居宅訪問型児童発達支援	0
20	あったかふれあいセンター	1
21	生活介護	0
22	自立訓練（機能訓練）	0
23	自立訓練（生活訓練）	0
24	就労移行支援	0
25	就労継続支援（A型）	0
26	就労継続支援（B型）	0
27	療養介護	0
28	その他	0

(4) 将来、暮らし続ける場所（終の住処※）として、どこを希望しますか。

	項目	回答数
1	入所施設で暮らしたい。	0
2	グループホームや福祉ホームで暮らしたい。	0
3	家族や親戚と暮らしたい。	1
4	1人か、家族や親戚とは別に、アパートなどで暮らしたい。	0
5	わからない。今のところは考えていない。	2
6	その他	0

(5) 障害者福祉に必要なだと思うこと ※重複回答

	項目	回答数
1	会社などに就職ができるように就職先を多くすること（もっと就職ができやすくすること）。	0
2	障害施設などの工賃の水準を今より引き上げること。	0
3	長く働き続けるための支援（雇用継続の支援）が困ること。	0
4	いろいろな活動（趣味や交流など）の場があること。	1
5	地域住民等が障害や障害のある人への理解を深めること。	0
6	障害のある人等が自立した日常生活や社会生活を営むことができるよう、障害のある人や、その家族等が地域で行うさまざまな取り組みを支援すること。	1
7	障害のある人やその保護者等からの相談に応じ、情報の提供や助言などを行うこと。	0
8	成年後見制度を利用しやすくすること。	0
9	聴覚、言語機能、音声機能、視覚その他の障害のある人への意思疎通の支援を充実すること。	0
10	障害のある人への虐待防止の取り組み。	0
11	その他（具体的に記入してください。）	1

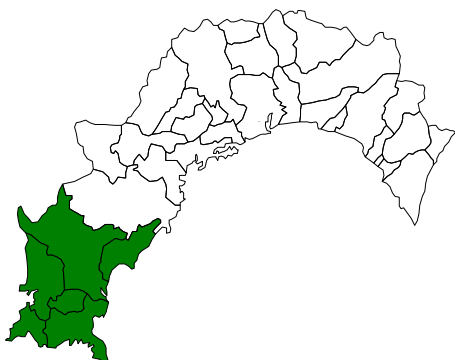
2 三原村福祉避難所一覧

施設種別	施設名	住所 電話番号	受入予定人数		
			内訳		合計
			要配慮者	介助者	
高齢者施設	特別養護老人ホーム 星ヶ丘	三原村宮ノ川1271番地10 TEL：0880-31-7800	15	15	30
高齢者施設	グループホーム ほうばい	三原村宮ノ川1420-5 TEL：0880-46-3330	5	4	9
合計			20	19	39

3 圏域ごとのサービス基盤整備計画

幡多圏域

四万十市 宿毛市
土佐清水市 黒潮町
大月町 三原村



◆ 圏域内の障害のある人の状況 (R5.3.31 現在)

	人 数		うち、65歳以上	
		率		率
圏域内の人口	76,797		32,953	42.9%
身体障害者手帳交付者数	4,827	6.29%	3,816	79.1%
療育手帳交付者数	909	1.18%	134	14.7%
精神障害者 保健福祉手帳交付者数	675	0.88%	178	26.4%

(参考) 自立支援医療(精神通院)受給者証交付件数 1,340人

※ 人口は、R5.3.1 現在(高知県人口推計調査より)

I 現状等

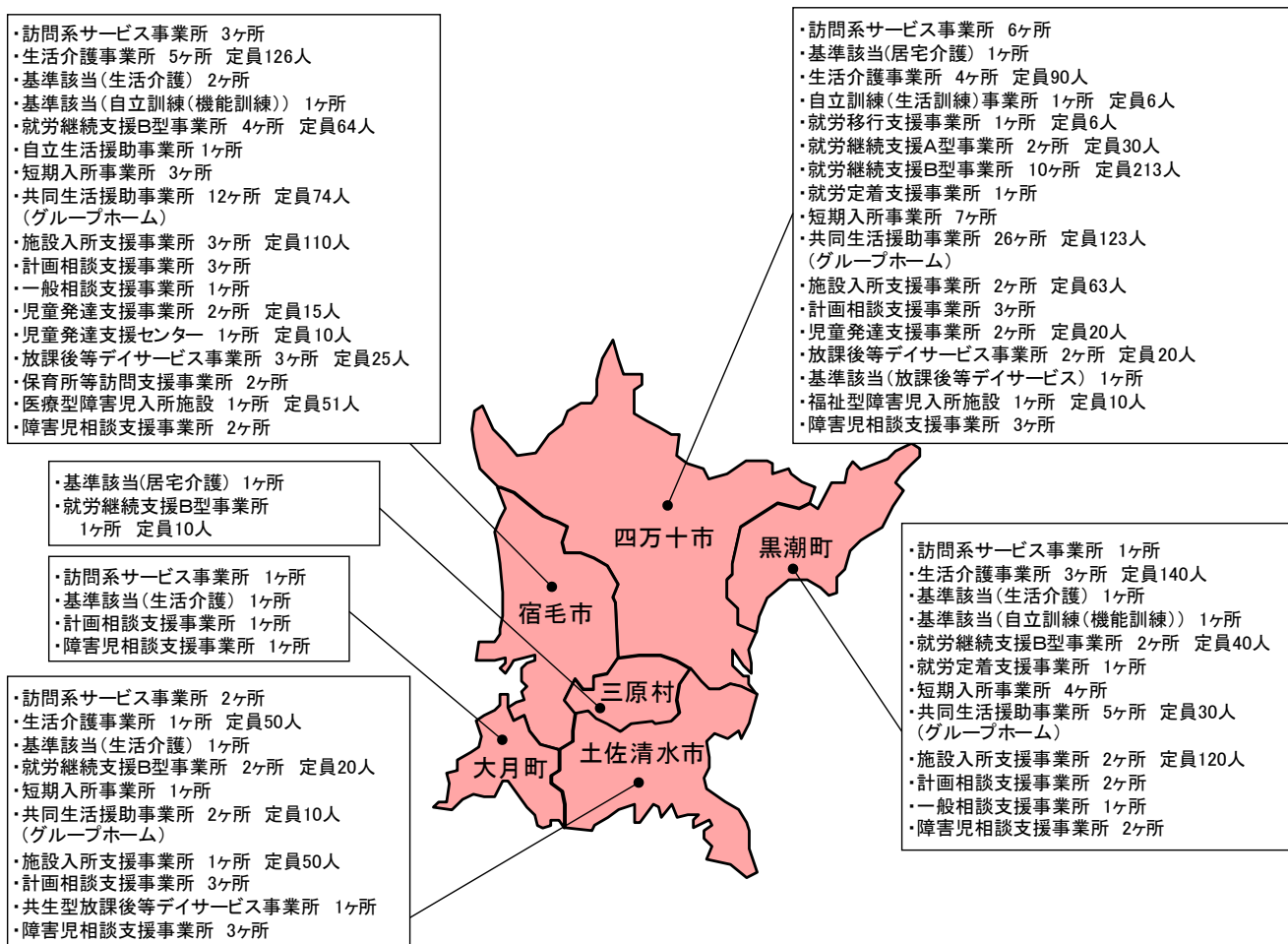
(1) 圏域の現状と課題

- 当圏域は、他の圏域と比べて事業所数は多い方ですが、圏域内でも施設が偏在しているため、特に中山間地域ではサービス提供体制に格差があります。
- また、移動手段の確保が難しく、身近な地域でサービスが受けられないなどの課題があります。市町村が連携し、広域的なサービスの供給体制の充実にに向けた取り組みが必要です。
- グループホームについては、他の圏域に比べると整備は進んでいますが、世話人の確保が困難などの理由により、定員数を減らさざるを得ない事業所があります。
市町村や事業所など関係機関と連携を図りながら、必要数を確保していく必要があります。
- 指定相談支援・障害児相談支援ともに事業所数、相談支援専門員の数は十分とはいえず、各事業所において、相談支援専門員の業務量の増加や相談支援に従事する職員の確保が困難などの課題があります。また、一般相談支援事業所(地域移行支援・地域定着支援)の数も不足しています。

- 市町村の乳幼児健診等を活用した早期発見や早期支援の取組が進みつつあるものの、保健・医療・福祉・教育の各関係機関が連携した切れ目のない支援体制の充実が課題となっています。また、サービス利用における移動手段や支援者の確保等にも課題があります。

(2) 圏域内の指定障害福祉サービス等の提供基盤の状況

【 令和5年7月31日現在 】



(3) 圏域内の在宅生活等への移行等の目標

① 福祉施設入所者の在宅生活等への移行

項目	目標値	備考
在宅生活等への移行者数	1人	第6期計画の目標値:4人 令和5年7月末時点の実績:4人
令和8年度末入所者数	261人	第6期計画の目標値:259人 令和4年度末時点の実績:263人

② 福祉施設利用者の一般就労への移行

項目	目標値	備考
令和8年度における福祉施設から一般就労へ移行する人の数	10人	第6期計画の目標値:15人 令和4年度の実績:7人
令和8年度における就労移行支援事業を利用して福祉施設から一般就労へ移行する人の数	3人	令和4年度の実績:2人
令和8年度における就労継続支援A型事業を利用して福祉施設から一般就労へ移行する人の数	3人	令和4年度の実績:2人
令和8年度における就労継続支援B型事業を利用して福祉施設から一般就労へ移行する人の数	4人	令和4年度の実績:3人
令和8年度における就労移行支援事業等を利用して福祉施設から一般就労へ移行する人で就労定着支援事業を利用する人の数	3人	

(4) 圏域内市町村の障害福祉サービスの見込量等

① 訪問系サービス

サービス種別	利用実績			利用見込		
	3年度 (4年3月)	4年度 (5年3月)	5年度 (5年7月)	6年度 見込量	7年度 見込量	8年度 見込量
居宅介護	1,003 時間/月	1,099 時間/月	954 時間/月	1,203 時間/月	1,236 時間/月	1,246 時間/月
	58人	56人	53人	62人	62人	62人
重度訪問介護	— 時間/月	— 時間/月	— 時間/月	— 時間/月	— 時間/月	— 時間/月
	—人	—人	—人	—人	—人	—人
行動援護	— 時間/月	— 時間/月	— 時間/月	— 時間/月	— 時間/月	— 時間/月
	—人	—人	—人	—人	—人	—人
同行援護	30 時間/月	29 時間/月	32 時間/月	51 時間/月	51 時間/月	51 時間/月
	5人	7人	6人	8人	8人	8人

※ 利用実績は、各年度欄に括弧で記載する月の利用実績

② 日中活動系サービス

サービス種別	利用実績			利用見込		
	3年度 (4年3月)	4年度 (5年3月)	5年度 (5年7月)	6年度 見込量	7年度 見込量	8年度 見込量
生活介護	6,773 人日/月	6,893 人日/月	6,659 人日/月	6,312 人日/月	6,313 人日/月	6,313 人日/月
	317人	323人	319人	330人	331人	331人
自立訓練 (機能訓練)	— 人日/月	19 人日/月	— 人日/月	23 人日/月	— 人日/月	— 人日/月
	—人	1人	—人	1人	—人	—人
自立訓練 (生活訓練)	120 人日/月	75 人日/月	75 人日/月	20 人日/月	20 人日/月	20 人日/月
	6人	4人	4人	1人	1人	1人
就労選択支援	—人	—人	—人	—人	1人	1人

サービス種別	利用実績			利用見込		
	3年度 (4年3月)	4年度 (5年3月)	5年度 (5年7月)	6年度 見込量	7年度 見込量	8年度 見込量
就労移行支援	111 人日/月	113 人日/月	67 人日/月	108 人日/月	87 人日/月	87 人日/月
	6人	5人	3人	6人	5人	5人
就労継続支援 (A型)	419 人日/月	390 人日/月	366 人日/月	343 人日/月	343 人日/月	343 人日/月
	18人	17人	18人	17人	17人	17人
就労継続支援 (B型)	5,799 人日/月	5,989 人日/月	5,705 人日/月	5,803 人日/月	5,881 人日/月	5,924 人日/月
	320人	322人	326人	344人	348人	351人
就労定着支援	12人	8人	6人	6人	6人	7人
療養介護	51人	52人	53人	53人	53人	53人
短期入所 【福祉型】	115 人日/月	122 人日/月	124 人日/月	85 人日/月	85 人日/月	85 人日/月
	6人	11人	13人	20人	20人	20人
短期入所 【医療型】	2 人日/月	51 人日/月	39 人日/月	23 人日/月	23 人日/月	23 人日/月
	1人	7人	8人	4人	4人	4人

※ 利用実績は、各年度欄に括弧で記載する月の利用実績

③ 居住系サービス

サービス種別	利用実績			利用見込		
	3年度 (4年3月)	4年度 (5年3月)	5年度 (5年7月)	6年度 見込量	7年度 見込量	8年度 見込量
自立生活援助	4人	－人	－人	1人	2人	2人
共同生活援助 (グループホーム)	186人	182人	175人	189人	191人	191人
施設入所支援	257人	263人	263人	260人	260人	260人

※ 利用実績は、各年度欄に括弧で記載する月の利用実績

④ 指定相談支援サービス

サービス種別	利用実績			利用見込		
	3年度 (4年3月)	4年度 (5年3月)	5年度 (5年7月)	6年度 見込量	7年度 見込量	8年度 見込量
計画相談支援	181人/ 月	205人/ 月	161人/ 月	186人/ 月	187人/ 月	189人/ 月
地域移行支援	－人/月	－人/月	－人/月	2人/月	2人/月	2人/月
地域定着支援	－人/月	3人/月	3人/月	1人/月	1人/月	1人/月

※ 利用実績は、各年度欄に括弧で記載する月の利用実績

⑤ 障害児通所支援等

サービス種別	利用実績			利用見込		
	3年度 (4年3月)	4年度 (5年3月)	5年度 (5年7月)	6年度 見込量	7年度 見込量	8年度 見込量
児童発達支援	173 人日/月	197 人日/月	146 人日/月	170 人日/月	176 人日/月	201 人日/月
	20人	30人	23人			
医療型 児童発達支援	－ 人日/月	－ 人日/月	－ 人日/月	27人	26人	29人
	－人	－人	－人			
放課後等 デイサービス	691 人日/月	794 人日/月	897 人日/月	950 人日/月	1,042 人日/月	1,108 人日/月
	69人	76人	90人	126人	139人	143人
保育所等 訪問支援	5 人日/月	4 人日/月	5 人日/月	8 人日/月	8 人日/月	7 人日/月
	4人	4人	4人	5人	5人	4人
居宅訪問型 児童発達支援	－ 人日/月	－ 人日/月	－ 人日/月	－ 人日/月	－ 人日/月	－ 人日/月
	－人	－人	－人	－人	－人	－人
障害児相談支援	9人	16人	36人	44人	46人	48人

※ 利用実績は、各年度欄に括弧で記載する月の利用実績

2 必要なサービスの供給体制の整備

(1) 日中活動系サービス

サービス種別	圏域内定員 (5年7月末現在)	項目	6年度	7年度	8年度
生活介護	406人	圏域内事業所利用見込者数	400人	399人	398人
		定員を超える利用見込数	-	-	-
		整備が必要と見込まれる事業所数	-	-	-
自立訓練 (機能訓練)	-	圏域内事業所利用見込者数	-	-	-
		定員を超える利用見込数	(2人)	(1人)	(1人)
		整備が必要と見込まれる事業所数	(1ヶ所)	-	-
自立訓練 (生活訓練)	6人	圏域内事業所利用見込者数	1人	1人	1人
		定員を超える利用見込数	-	-	-
		整備が必要と見込まれる事業所数	-	-	-
就労移行支援	6人	圏域内事業所利用見込者数	6人	6人	6人
		定員を超える利用見込数	-	-	-
		整備が必要と見込まれる事業所数	-	-	-
就労継続支援 (A型)	30人	圏域内事業所利用見込者数	21人	21人	21人
		定員を超える利用見込数	-	-	-
		整備が必要と見込まれる事業所数	-	-	-
就労継続支援 (B型)	347人	圏域内事業所利用見込者数	355人	359人	362人
		定員を超える利用見込数	8人	4人	3人
		整備が必要と見込まれる事業所数	1ヶ所	-	-

※「定員を超える利用見込数」の()は、圏域内市町村のサービス利用見込者数

サービス種別	圏域事業所数 (5年7月末現在)	項目	6年度	7年度	8年度
短期入所	15ヶ所	圏域内事業所利用見込者数	23人	23人	23人
		定員を超える利用見込数	(23人)	(23人)	(23人)

※「定員を超える利用見込数」の()は、「圏域内事業所利用見込者数」が見込まれる場合には、その見込者数を、見込みがない場合には、圏域内市町村のサービス利用見込者数

(2) 居住系サービス

サービス種別	圏域内定員 (5年7月末現在)	項目	6年度	7年度	8年度
共同生活援助 (グループホーム)	237人	圏域内事業所利用見込者数	209人	211人	211人
		定員を超える利用見込数	-	-	-
		整備が必要と見込まれる事業所数	-	-	-

(3) 障害児通所支援等

サービス種別	圏域内定員 (5年7月末現在)	項目	6年度	7年度	8年度
児童発達支援	45人	圏域内事業所利用見込者数(A)	27人	26人	29人
		1日あたりの利用見込者数 (月6回利用) $A \times 6 / 22$ 日	7人	7人	8人
		定員を超える利用見込数	-	-	-
		整備が必要と見込まれる事業所数	-	-	-
放課後等 デイサービス	45人	圏域内事業所利用見込者数(A)	125人	138人	142人
		1日あたりの利用見込者数 (週3回利用) $A \times 3 / 5$ 日	75人	83人	85人
		定員を超える利用見込数	30人	8人	2人
		整備が必要と見込まれる事業所数	3ヶ所	1ヶ所	-

3 今後の取り組み

(1) サービス提供体制の充実

- 中山間地域においても、身近なところでニーズに合ったサービスが受けられるよう、他分野等と連携やあったかふれあいセンターの利用の促進など、市町村と事業所など関係機関と連携をとりながら、サービスの充実に取り組んでいきます。
- 在宅で生活する障害のある人の日常生活を支えるとともに、家族等の介護負担を軽減するため、関係事業所と連携をとりながら、在宅サービスの充実に図ります。
- 市町村が連携して広域的なサービスを提供する体制づくりを進めるための支援に取り組んでいきます。

(2) 住まいの場の確保

- グループホームについては、利用見込に対して圏域内の定員は上回っていますが、市町村と事業所など関係機関と連携をとりながら、グループホーム運営に必要な人材を確保し、サービス必要量を確保できるための支援に取り組んでいきます。

(3) 地域における支援体制の充実

- 地域自立支援協議会や圏域の相談支援事業所連絡会など協議の場を通じて関係機関と連携し、相談支援体制の充実に図るとともに、基幹相談支援センターや地域生活支援拠点等の広域設置を含め、必要なサービスの確保に向けて取り組みます。
- 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築に向けて、市町村と関係機関と連携を図りながら取り組んでいきます。
- 障害のある子どもについては、診断の有無に関わらず、発達等が気になる段階からの支援、またライフステージに応じて切れ目ない支援が受けられるよう、保育・教育などの関係者が連携し、地域支援体制の整備に向けて取り組みます。